

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北海道財務局長	
【提出日】	平成27年5月21日	
【会社名】	株式会社メディカルシステムネットワーク	
【英訳名】	MEDICAL SYSTEM NETWORK Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田尻 稲雄	
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地	
【電話番号】	011(612)1069(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 平島 英治	
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地	
【電話番号】	011(612)1069(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 平島 英治	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	880,566,000円
	一般募集	1,833,385,400円
	オーバーアロットメントによる売出し	290,068,800円
	(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
	2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。	
	3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,440,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年5月21日(木)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、公募による新株式発行に係る募集株式数3,360,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集(以下、公募による新株式発行に係る募集と併せて、「一般募集」という。)株式数380,000株並びに自己株式の処分により行われるその他の者に対する割当(以下、「その他の者に対する割当」という。)1,700,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る募集及びその他の者に対する割当は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、560,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成27年5月21日(木)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式560,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成27年6月1日(月)から平成27年6月4日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,700,000株	880,566,000	
一般募集	新株式発行	3,360,000株	1,647,105,600
	自己株式の処分	380,000株	186,279,800
計(総発行株式)	5,440,000株	2,713,951,400	823,552,800

- (注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集の資本組入額の総額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分及びその他の者に対する割当は自己株式の処分により行われます。したがって、一般募集における自己株式の処分及びその他の者に対する割当に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成27年6月5日(金) 至 平成27年6月8日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年6月11日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成27年6月1日(月)から平成27年6月4日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額となります。今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.msnw.co.jp/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年5月29日(金)から平成27年6月4日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年6月1日(月)から平成27年6月4日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年6月1日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年6月2日(火) 至 平成27年6月3日(水)」、払込期日は「平成27年6月8日(月)」

発行価格等決定日が平成27年6月2日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年6月3日(水) 至 平成27年6月4日(木)」、払込期日は「平成27年6月9日(火)」

発行価格等決定日が平成27年6月3日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年6月4日(木) 至 平成27年6月5日(金)」、払込期日は「平成27年6月10日(水)」

発行価格等決定日が平成27年6月4日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとして
ます。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年6月1日(月)の場合、受渡期日は「平成27年6月9日(火)」

発行価格等決定日が平成27年6月2日(火)の場合、受渡期日は「平成27年6月10日(水)」

発行価格等決定日が平成27年6月3日(水)の場合、受渡期日は「平成27年6月11日(木)」

発行価格等決定日が平成27年6月4日(木)の場合、受渡期日は「平成27年6月12日(金)」

となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 札幌支店	札幌市中央区北三条西3丁目1番地44

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

(5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	(注)1	100株	自 平成27年6月5日(金) 至 平成27年6月8日(月) (注)1	該当事項はありません。	平成27年6月11日(木) (注)1

(注) 1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとしします。

(6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社メディカルシステムネットワーク 本店	札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 札幌支店	札幌市中央区北三条西3丁目1番地44

3 【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,244,000株	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金及び自己株式の処 分に対する払込金と して、払込期日に払 込取扱場所(一般募 集)へ発行価額と同 額をそれぞれ払込む ことといたします。 3 引受手数料は支払わ れません。ただし、 一般募集における価 額(発行価格)と発 行価額との差額は引 受人の手取金となり ます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	374,000株	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	374,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	374,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	374,000株	
計		3,740,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,713,951,400	20,400,000	2,693,551,400

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集及びその他の者に対する割当に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,693,551,400円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限271,817,600円と合わせた手取概算額合計上限2,965,369,000円について、223,000,000円を平成29年3月末までに当社の医薬品等ネットワーク事業への設備投資資金に、527,000,000円を平成29年3月末までに当社連結子会社への投融資資金に充当し、残額を平成28年3月末までに運転資金、M & A資金及び店舗建設資金等として借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

上記当社連結子会社は、当社からの投融資資金のうち、279,000,000円を平成29年3月末までに調剤薬局等の店舗出店に係る設備投資資金(土地取得資金、店舗建設資金、什器備品購入資金等)の一部に、248,000,000円を平成29年3月末までに賃貸・設備関連事業における新規物件取得資金の一部に充当する予定であります。

また、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、今回の手取金の使途に係る上記の当社及び当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在(ただし、投資予定額の既支払額は平成27年4月30日現在)、以下のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	エリア	店舗数	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額	既支払額			
医薬品等ネットワーク事業	基幹システムの構築			237,000	14,000	自己資金、借入金及び増資資金	平成26年9月	平成28年6月
調剤薬局事業	調剤薬局の新規開設	北海道地区	3店舗	201,632	45,000	自己資金、借入金及び増資資金	平成27年7月	平成29年3月
		東海地区	4店舗	183,000				
		関西地区	2店舗	70,900				
		九州地区	1店舗	45,000				
賃貸・設備関連事業	新規物件取得	北海道地区	1店舗	272,000	24,000	自己資金、借入金及び増資資金	平成27年3月	平成28年11月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	560,000株	290,068,800	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、560,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.msnw.co.jp/>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年5月14日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成27年 6月5日(金) 至 平成27年 6月8日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、560,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年5月21日(木)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式560,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成27年7月8日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年7月3日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年6月1日(月)の場合、「平成27年6月4日(木)から平成27年7月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年6月2日(火)の場合、「平成27年6月5日(金)から平成27年7月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年6月3日(水)の場合、「平成27年6月6日(土)から平成27年7月3日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年6月4日(木)の場合、「平成27年6月9日(火)から平成27年7月3日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である合同会社エスアンドエス、沖中恭幸、秋野治郎及び田尻稲雄並びにその他の者に対する割当の割当先である株式会社総合臨床ホールディングス、芙蓉総合リース株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社北陸銀行は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。なお、株式会社総合臨床ホールディングス、芙蓉総合リース株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社北陸銀行の当社株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」をご参照下さい。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成27年5月21日(木)開催の取締役会において株式会社総合臨床ホールディングス、芙蓉総合リース株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社北陸銀行を割当先とする当社普通株式合計1,700,000株の第三者割当による自己株式の処分(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c.割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式会社総合臨床ホールディングス、芙蓉総合リース株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社北陸銀行との協力関係をより一層強化するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、株式会社総合臨床ホールディングス、芙蓉総合リース株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社北陸銀行を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社総合臨床ホールディングス	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第25期（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日） 平成26年10月22日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第26期第1四半期（自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日） 平成26年12月12日関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第26期第2四半期（自 平成26年11月1日 至 平成27年1月31日） 平成27年3月13日関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 （平成27年3月31日現在）	0株
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 （平成27年3月31日現在）	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	平成27年3月26日付で業務提携契約を締結しております。また、平成27年5月21日付で資本提携契約を締結いたしました。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先は、長期経営ビジョンである「総合医療サービス支援企業」への発展の実現に向けて、SMO（治験施設支援機関）事業及びその周辺事業を行っております。</p> <p>割当予定先とは、割当予定先及び当社が有する経営資源、経営ノウハウを相互に有効活用することで、事業効率の向上を図り、相互の企業価値向上を果たすため、上記のとおり業務提携契約を締結しております。具体的な契約内容は以下の通りです。</p> <p>（1）SMO事業における案件の相互紹介及び人材交流・教育に関する取り組み</p> <p>（2）総合臨床グループの心理評価事業を活用した臨床試験支援業務に関する共同取り組み</p> <p>（3）提携医療機関の開拓及び医師開業支援への共同取り組み</p> <p>（4）上記（1）～（3）に該当しない、新たなサービスの開発に向けた共同取り組み</p> <p>（5）その他前各号に付帯する業務</p> <p>また、上記の提携関係を一層強固なものとするため、平成27年5月21日付で資本提携契約を締結いたしました。具体的な契約内容は以下の通りです。</p> <p>（1）当社及び割当予定先との信頼関係を高め、長期的な協力関係の構築と維持を図るとともに、業務提携を確実なものにする</p> <p>（2）その他の者に対する割当により、当社株式を割当予定先が取得する</p> <p>（3）割当予定先が行う第三者割当による自己株式の処分により、割当予定先株式を当社が取得する</p> <p>以上のとおり、割当予定先との取引関係及び協調関係の継続発展を図ることで、当社子会社でのSMO事業の強化を主として、当社の成長と発展に寄与し、企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 800,000株		

e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、その他の者に対する割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社は割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内にその他の者に対する割当で取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定であります。</p> <p>また、割当予定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>
f. 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先が平成27年3月13日に関東財務局長に提出した第26期第2四半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び預金等を保有していることを確認しております。</p>
g. 割当予定先の実態	<p>割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。</p>

a. 割当予定先の概要	名称	芙蓉総合リース株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第45期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第46期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日) 平成26年8月11日関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第46期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日) 平成26年11月10日関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第46期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日) 平成27年2月10日関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	割当予定先からファイナンスサービスの提供を受けております。また、平成27年1月30日付で戦略的包括提携に関する合意書を締結しております。	

c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先は、昭和44年設立の大手総合リース会社であり、特に「提案型のソリューションビジネス」に強みを持っております。</p> <p>割当予定先とは、当社と協力して割当予定先のソリューション力を駆使したファイナンスサービスの開発及び提供を行うことで、相互の企業価値向上を図るため、上記のとおり戦略的包括提携に関する合意書を締結しております。具体的な提携内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 医薬品ネットワーク()加盟先に対する「医薬品仕入代金立替払サービス」の開発</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅及びメディカルモール等に関する不動産リーススキームの開発</p> <p>(3) その他の当社の事業に関するファイナンスサービス及びスキームの開発</p> <p>() 医薬品の仕入価格交渉、資金決済代行等を行う調剤薬局向け経営支援サービス</p> <p>以上のとおり、割当予定先との取引関係及び協調関係の継続発展を図ることで、医薬品等ネットワーク事業、賃貸・設備関連事業を主として当社の成長と発展に寄与し、企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。</p>
d. 割り当てようとする株式の数	<p>当社普通株式 250,000株</p>
e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、その他の者に対する割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社は割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内にその他の者に対する割当で取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定であります。</p> <p>また、割当予定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>
f. 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先が平成27年2月10日に関東財務局長に提出した第46期第3四半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び預金等を保有していることを確認しております。</p>
g. 割当予定先の実態	<p>割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。</p>

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社りそな銀行	
	本店の所在地	大阪府中央区備後町二丁目2番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日近畿財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第13期中(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月26日近畿財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は割当予定先と預金及び借入金等に関する銀行取引を行っております。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先は全国に拠点展開をしており、特に首都圏及び近畿エリアに幅広い顧客基盤を有しております。</p> <p>割当予定先は、預金及び借入金等に関する銀行取引だけでなく、不動産の仲介、調剤薬局M&A候補先及び医薬品ネットワーク加盟候補先の紹介、診療報酬償還証券化に係る業務(当社医薬品等ネットワーク事業の一部)等で、幅広く当社の業務推進に貢献して頂いており、当社の主要取引銀行であります。</p> <p>割当予定先との協力関係をより一層強固なものとする事で、割当予定先の幅広い顧客基盤、情報ネットワーク及び信託業務・不動産業務等の多様なソリューションを活用し、今後高齢者人口の増加が見込まれる首都圏及び近畿エリアを中心とした調剤薬局等の医薬品ネットワークへの一層の加盟推進及び地域薬局網の更なる充実、ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 250,000株		
e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、その他の者に対する割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社は割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内にその他の者に対する割当で取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定であります。</p> <p>また、割当予定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>		
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先が平成26年11月26日に近畿財務局長に提出した第13期中半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び預金等を保有していることを確認しております。		
g. 割当予定先の実態	<p>割当予定先の親会社である株式会社りそなホールディングスは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社りそなホールディングスが同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している株式会社りそなホールディングスの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。</p>		

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社福岡銀行	
	本店の所在地	福岡市中央区天神二丁目13番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第103期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日福岡財務支局長に提出</p> <p>半期報告書 事業年度 第104期中(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月21日福岡財務支局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年3月31日現在)	当社の連結子会社である株式会社トータル・メディカルサービスは、割当予定先の親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループの普通株式20,000株(株式会社ふくおかフィナンシャルグループの発行済株式総数の0.002%)を保有しております。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は割当予定先と預金及び借入金等に関する銀行取引を行っております。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先は、福岡県に本拠を置く地域金融機関であります。</p> <p>当社とは、当社の子会社である株式会社ファーマホールディングが平成25年11月に株式公開買付けにより九州北部を中心に調剤薬局事業を展開する株式会社トータル・メディカルサービスを子会社化したことに伴い、取引を開始しました。</p> <p>また、割当予定先は株式会社トータル・メディカルサービスの普通株式24千株(平成25年9月30日現在発行済株式総数の1.61%)を保有しておりましたが、上記公開買付けにより株式会社ファーマホールディングが全株式を取得したことにより、割当予定先と株式会社トータル・メディカルサービスとの資本関係が解消となった経緯があります。</p> <p>当社は、割当予定先から預金及び借入金等に関する銀行取引に加え、医薬品ネットワーク加盟候補先の紹介等の各種情報提供を受けております。</p> <p>割当予定先との協力関係をより一層強固なものとする中で、九州エリアにおける調剤薬局等の医薬品ネットワークへの加盟を推進し、調剤薬局M&Aの重点エリアである九州北部における地域薬局網の充実、ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 250,000株		
e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、その他の者に対する割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社は割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内にその他の者に対する割当で取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定であります。</p> <p>また、割当予定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>		
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先が平成26年11月21日に福岡財務支局長に提出した第104期中半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び預金等を保有していることを確認しております。		

g. 割当予定先の実態	割当予定先の親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所に上場しており、株式会社ふくおかフィナンシャルグループが両取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している株式会社ふくおかフィナンシャルグループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、両取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。
-------------	---

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社北陸銀行	
	本店の所在地	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成27年3月31日現在)	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は割当予定先と預金及び借入金等に関する銀行取引を行っております。	
c. 割当予定先の選定理由	割当予定先は、富山県に本拠を構え、北陸エリア及び北海道エリアにおいて強力なネットワークを有する地域金融機関であります。 当社は、割当予定先から預金及び借入金等に関する銀行取引に加え、医薬品ネットワーク加盟候補先の紹介等の各種情報提供を受けております。 割当予定先との協力関係をより一層強固なものとする中で、事業展開が遅れていた北陸エリア、北海道エリアにおける調剤薬局等の医薬品ネットワークへの加盟推進及び地域薬局網の充実、ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 150,000株		
e. 株券等の保有方針	割当予定先は、その他の者に対する割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であります。 当社は割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内にその他の者に対する割当で取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定であります。 また、割当予定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。		
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先が平成26年11月25日に北陸財務局長に提出した第108期中半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び預金等を保有していることを確認しております。		

g. 割当予定先の実態	割当予定先の親会社である株式会社ほくほくフィナンシャルグループは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場しており、株式会社ほくほくフィナンシャルグループが両取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、両取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないと判断しております。
-------------	---

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、当該その他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成27年5月21日(木)開催の取締役会において、監査役4名全員(うち社外監査役2名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により処分される株式数は1,700,000株(議決権の数17,000個)であり、平成27年5月21日現在の当社普通株式の発行済株式総数25,969,600株に対する割合は6.55%(平成27年3月31日現在の総議決権数238,869個に対する割合は7.12%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行及び処分される合計株式数は最大6,000,000株(議決権の数最大60,000個)であり、平成27年5月21日現在の当社の発行済株式総数25,969,600株に対する割合は最大23.10%(平成27年3月31日現在の総議決権数238,869個に対する割合は最大25.12%)に相当するものであります。これにより、株式の希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社の医薬品等ネットワーク事業への設備投資資金、当社連結子会社における調剤薬局等の店舗出店に係る設備投資資金及び賃貸・設備関連事業における新規物件取得資金並びに運転資金、M&A資金及び店舗建設資金等として借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
合同会社エスアンドエス	北海道札幌市中央区北十条西24丁目3	2,769,100	11.59	2,769,100	9.27
沖中恭幸	北海道札幌市白石区	2,471,300	10.35	2,471,300	8.27
秋野治郎	北海道小樽市	2,207,100	9.24	2,207,100	7.38
株式会社総合臨床ホールディングス	東京都新宿区西新宿2丁目4-1			800,000	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	657,900	2.75	657,900	2.20
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	631,300	2.64	631,300	2.11
田尻稲雄	北海道小樽市	574,200	2.40	574,200	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	425,900	1.78	425,900	1.43
本間克明	北海道札幌市北区	400,100	1.67	400,100	1.34
メディカルシステムネットワーク従業員持株会	北海道札幌市中央区北十条西24丁目3	399,000	1.67	399,000	1.34
計		10,535,900	44.11	11,335,900	37.93

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、当社は、平成27年3月31日現在、自己株式2,081,105株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.01%)を保有しておりますが、上記株主から除いております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。



- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1)金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2)金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年5月22日(金)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年6月1日(月)から平成27年6月4日(木)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

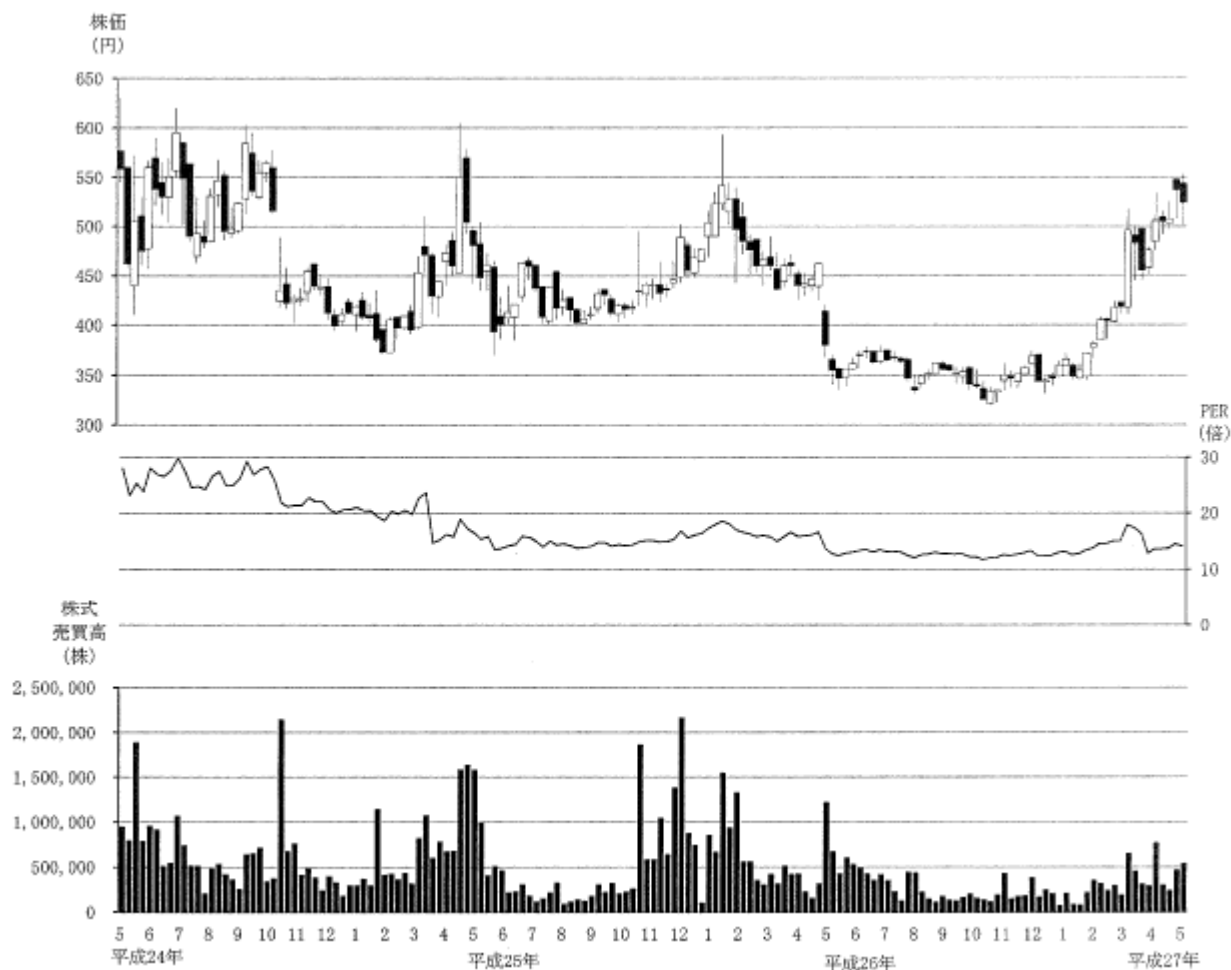
2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.msnw.co.jp/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、 P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年5月21日から平成27年5月8日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は、平成24年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。なお、平成24年6月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除した数値を株価としております。

・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。

・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

・ 週末の終値については、平成24年6月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除した数値を週末の終値としております。

・ 平成24年5月21日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益(平成24年6月1日付株式分割考慮後)の数値を使用。

・ 平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

・ 平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

・ 平成27年4月1日から平成27年5月8日については、平成27年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 4 株式売買高について、平成24年6月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年11月21日から平成27年5月14日までの間における当社普通株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日北海道財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月12日北海道財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日北海道財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日北海道財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月20日に北海道財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年7月10日に北海道財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[対処すべき課題]

平成27年5月1日に公表いたしました、平成28年3月期から平成30年3月期までの3か年を対象とした「第四次中期経営計画」については、以下の7点を重点施策として掲げており、グループ一体となって取り組んでまいります。

医薬品ネットワークの拡大

「なの花スタンダード」の深化

店舗開発及び医師開業支援の更なる強化

調剤薬局M&Aの推進

S MO事業(治験施設支援事業)の立て直し

徹底的な効率化

財務健全性の確保

医薬品等ネットワーク事業については、経営合理化を求められる調剤薬局及び調剤部門併設の店舗展開を進めるドラッグストア双方の需要を追い風に、ネットワーク加盟件数の拡大を図ってまいります。具体的には、業務提携先と開発したサービスの提供や取引金融機関及び営業協力先との連携により、中小薬局に加えて中堅規模の薬局もターゲットに加盟促進を図ります。

調剤薬局事業については、厳しい経営環境に耐えうる事業基盤の確立を図るべく、新規出店・M&Aの活用による規模の拡大に加え、医師開業支援の更なる強化及び従業員の教育研修の充実を図ります。新規出店についてはメディカルモールを中心とした開発を行い、M&Aについては採算性を重視し、医療需要が見込まれる地域に重点投資いたします。また、既存店については、地域包括ケアシステムの一員として、医療・介護・予防の3機能を付加、充実させる取組みを進めるとともに、クリニックの誘致を行いメディカルモール化を図ります。教育研修については、薬局におけるコミュニケーションスキル、服薬指導のレベルアップに加え、多職種連携の中で高い専門性を発揮できることを目指します。

賃貸・設備関連事業については、平成28年3月を目途に北海道小樽市と大阪府豊中市においてサービス付き高齢者向け住宅2棟が竣工予定であります。平成25年5月に開業した「ウイステリア清田」(札幌市清田区)と併せて、入居促進と良質なサービスの提供に取り組んでまいります。

給食事業については、食材仕入コストの削減、衛生巡回の一層の強化、多様化する食形態へ対応するための勉強会により、更なるサービスの品質向上に取り組む、活動エリアの拡大を図ってまいります。

その他事業については、大規模病院を中心に提携医療機関の施設開拓及び案件受注へ取り組みます。また、業務提携先との案件の相互紹介により受注の増加を図るとともに、人材交流・教育に関する取組みを推進し人材の一層のスキルアップを図ります。

財務面については、自己資本比率の向上を図るべく、営業キャッシュ・フローと投資のバランスを意識し、収益率の高い医薬品等ネットワーク事業の伸張に注力します。また、不動産のオフバランス化等の検討を進め財務の健全性確保に努めてまいります。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中における将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(平成27年5月21日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループ全体について

金利情勢による業績変動リスク

当社グループは、調剤薬局買収資金や新規出店に要する資金等を、主に金融機関からの借入により調達しております。

各金融機関からは固定金利での借入促進を図っておりますが、変動金利での借入、借換時における資金調達及び新たな資金調達に関しては、金利上昇に伴い支払利息が増加することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債依存度について

平成27年3月期連結会計年度における当社グループの有利子負債依存度(総資産に占める有利子負債額)は、54.0%となっております。収益力の向上と自己資本充実による借入金の削減により、財務体質の改善を図る方針ではありますが、計画どおりに財務体質の改善が出来ない場合には、当社グループの事業計画や業績等が影響を受ける可能性があります。

固定資産の減損会計について

当社は調剤薬局の店舗不動産やサービス付き高齢者向け住宅不動産、のれん等の長期性資産を保有しておりますが、これら資産については減損会計を適用し、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の残存価額を回収できるかどうかを検証しており、現状、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。しかしながら、将来の環境変化により将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、追加の減損処理により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、調剤薬局事業、治験施設支援業務において、患者の処方箋、被験者のカルテ及び症例報告書等の個人情報を取り扱っております。

「個人情報の保護に関する法律」により5千人を超える個人情報を利用している企業が本人に同意を得ずに個人情報を第三者に提供した場合には、行政処分が課され、場合によっては刑罰の適用を受けることがあります。また、調剤薬局において個人情報を取り扱う当社グループの従業員は、その多くが薬剤師であり、薬剤師には刑法第134条第1項(秘密漏示)にて立場上重い守秘義務が法律上課せられています。

当社グループは、顧客等の個人情報についてシステム・運営の両面から厳重な管理を行っておりますが、万一個人情報の漏洩があった場合には、多額の賠償金額の支払いや行政処分、それらに伴う既存顧客の信用及び社会的信用等の低下により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中期経営計画について

当社グループは、平成28年3月期から平成30年3月期までの3か年を対象とした「第四次中期経営計画」を策定しております。中期経営計画の実現に向けて諸施策を進めておりますが、業務提携先との連携が予定通りに進捗しないことにより医薬品ネットワーク加盟件数の拡大が進まなかった場合や、調剤薬局店舗を計画通りにM&Aにより取得できなかった場合等には、中期経営計画を達成できない可能性があります。また、複合型施設のオフバランス化が実現できない場合等には、財政状態の改善が計画通りに進まない可能性があります。

M & Aについて

当社は主として調剤薬局事業において積極的なM & Aにより、事業規模の拡大を推進しております。M & Aにおいては、対象会社から得られる将来キャッシュ・フローにより一定の年数以内で投資額を回収できる水準でM & Aを行うことを基本方針としておりますが、買収後の経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定したシナジーが得られない場合には、子会社株式評価損、のれんに係る減損損失等の損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 医薬品等ネットワーク事業について

医薬品ネットワーク業務について

本業務は、調剤薬局等と医薬品卸売会社を通信回線で結び、医薬品受発注に必要な情報を受発信するものです。医薬品流通に関わる規則等の変更により、現在の医薬品流通の仕組みが抜本的に変更され当社グループのシステムが対応できないほどの事態が生じた場合、本業務のビジネスモデルに影響を及ぼす可能性があります。ただし、本業務は医薬品等の売買、配送、保管に直接関与するものではないため、医薬品医療機器等法等の医薬品の売買及び取扱いに関する法令等の規制の対象となるものではないと認識しております。

債権流動化サポート業務について

現在債権流動化サポート業務では、調剤薬局等の医療機関が保有する調剤報酬債権・診療報酬債権・介護報酬債権を対象としております。当該債権の原債務者は社会保険機関であるため、当社グループは調剤報酬債権等の支払が滞るなどの事態が生じる可能性は極めて少ないものと認識しております。

ただし、調剤薬局等が当社に譲渡する調剤報酬債権等の原債務者に対する請求事務等に想定以上の過誤等がある場合には、当社グループの担保責任が生じます。また、優先受益証券の販売が円滑に行われなかった場合、一時的に資金調達が必要となるなど、財務面での負担が発生する可能性があります。

(3) 調剤薬局事業について

医薬品医療機器等法による規制について

調剤薬局の開設や運営に対しては、医薬品医療機器等法や健康保険法等による法的規制があります。更には、地方自治体ごとに運用細則が決められ、個別の対応が求められる場合があります。これら必要とされる各都道府県等の許可・指定・免許及び届出を受けることができない場合、更新手続きを怠った場合、関連する法令に違反した場合、またはこれらの法令が改正された場合等において当社グループの出店計画及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

医薬分業率の動向について

医薬分業とは、医師の交付する処方箋に基づき、薬局薬剤師が調剤して、患者に投薬する医療法上のシステムを指します。診察（医師）と投薬（薬剤師）を行う職能者を分離することにより、患者により安全で良質な薬物療法を提供する目的があり、医療の質的な向上を図るため国の施策として推進され、医薬分業率は上昇してきました。しかしながら、今後、医薬分業率の伸びが低下する場合には、想定した新規店舗の開発が進まない可能性があります。

薬価基準の改定、調剤報酬改定について

当社グループの調剤薬局事業の大部分を占める調剤売上は、薬剤に係る収入と調剤技術に係る収入（調剤技術料）に区分され、薬剤に係る収入は、薬価基準として厚生労働大臣の告示によってその販売価格が定められ、調剤技術に係る収入の料金体系も同じく厚生労働大臣の告示により調剤報酬点数が定められます。

このため、薬価基準の改定及び調剤報酬（調剤技術料）の改定が調剤薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

仕入価格の暫定処置について

調剤薬局・医薬品業界では、薬価基準の改定が実施された場合、最終的な仕入価格が医薬品卸売会社と受結するまでの間は、合理的であると見積もった暫定価格での仕入計上を行っており、最終的な仕入価格受結後に、暫定価格と受結価格の差額の精算処理がなされることとなります。このため、暫定価格と受結価格に重要な差異が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策について

当社グループは、平成27年3月31日現在、調剤薬局345店舗を運営しております。今後も不採算店舗の閉鎖を行う一方で新規出店や店舗の買収により店舗数の拡大を図っていく方針であります。医薬分業の進展の遅れや競合する調剤薬局の状況により十分な採算が見込まれない等により、当社グループの出店基準をクリアする物件を確保できない場合、また買収した店舗が計画どおりの収益を確保できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

薬剤師の確保について

調剤薬局の開設及び経営にあたっては、医薬品医療機器等法により各店舗ごとに薬剤師を配置することが義務づけられ、処方箋の応需枚数に応じて必要な薬剤師数が決められている他、薬剤師法により調剤業務は薬剤師でない者が行ってはならないとされております。業界全体におきまして、薬剤師の採用、確保が重要な課題となっておりますが、当社グループにおきましても薬剤師が十分に確保できない場合は、店舗運営及び出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

損害賠償リスクについて

調剤薬の欠陥・調剤ミス等により将来訴訟を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、医療安全対策を経営上の重点課題と位置付け、薬剤師の技術の向上、医薬品に関する知識の充実について、研修会を実施するなど積極的に取り組むとともに、調剤ミスを防止すべく機械チェックを推進し、万全の管理体制のもと、細心の注意を払い調剤をしております。また、「薬局賠償責任保険」に全店舗加入しております。

消費税等の影響について

調剤薬局事業において、調剤売上は消費税法により非課税になる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、調剤売上において当社グループ内で調剤薬局を経営する会社は、消費税等の最終負担者となっており、当社グループ内で調剤薬局を経営する会社が仕入先に支払った消費税等は、販売費及び一般管理費の区分に費用計上されております。

過去の消費税の導入時及び消費税率改定時には、消費税率の上昇分が薬価基準の改定において一定程度考慮されておりましたが、今後消費税率が改定され、薬価基準がその消費税率の変動率に連動しなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

差入保証金について

当社グループの調剤薬局の新規出店時に、賃貸による出店の場合、契約時に賃貸人に対し敷金及び建設協力金等の名目で保証金を差入っております。保証金については、契約終了により全額返金されることになっている契約もありますが、賃貸人の信用状況の悪化等により、その一部又は全額について回収できなくなる可能性があります。また、賃借人である当社グループ側の理由による契約解除を行う場合には、契約内容に従って違約金の支払いや敷金返還請求権等の放棄が必要となる場合があります。

なお、平成27年3月31日現在、連結貸借対照表において差入保証金として計上されている賃貸借に係る保証金は、1,693百万円であります。

(4) 賃貸・設備関連事業について

メディカル・モール及びサービス付き高齢者向け住宅の運営について

当社グループは、医師開業支援ノウハウや不動産運営ノウハウを活かせるメディカル・モールや、メディカルモール・調剤薬局にサービス付き高齢者向け住宅等の介護施設を併設する複合型施設を今後積極的に展開していく方針ですが、開業を希望する医師や入居を希望する高齢者が計画どおりに集まらなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 給食事業について

病院、福祉施設内での給食事業受託業務について

本事業では、病院・福祉施設等の集団給食及び食堂の受託業務を行っており、一般的な飲食業における衛生管理面の厳格な管理に加えて医療施設としての高い公共性が求められております。医療・介護保険制度の見直しにより、委託側である医療機関等の収入状況に大きな影響を及ぼす場合には、当社グループへの委託費用の見直し要請が行われる可能性があります。

また、常に食品衛生法、医療法の規制等の遵守に万全を期しておりますが、予期せぬ事故等により事業所が休業を余儀なくされる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディカルシステムネットワーク 本店

(札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。